

週刊 避難者応援情報紙

7月30日発行



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただく ための情報紙として、毎週お届けします。



みなみそうまチャンネル。

ふくしまから はじめよう。

Future From Fukushima.

南相馬市

y<u>cozma</u>

みなみそうまチャンネル 「JR常磐線 広野駅~竜田駅

(7/23~7/29放送)



【☆】 2ページをご覧ください。

みなみそうまチャンネル。

南相馬市

yoozma

相馬野馬追総集編を放送

平成26年度相馬野馬追の総集編とし て8月13日(水)から、3日間の全記録 の放送を予定しています。



次

●みなみそうまチャンネル

• JR常磐線 広野駅~竜田駅 運転再開

●南相馬市HP「フォトレポ」から

・武士めしを食体験		3
人生の中で幸せなける	±事だった	3

●被災自治体News

南相馬市	5	4
浪江町		6
双葉町		11
大熊町		12
富岡町		13
川内村		16

●東京電力

- ・住居確保に係る費用の賠償および住居 以外の建物修復に係る費用の賠償の ご請求の受付開始について ---- 17
- 個人さまに対する墓石等の修理に係る 賠償のご請求手続きの開始について

●交流ルームひばり通信

- 豊岡市訪問 -----21
- ・7月・8月の「ひばり」 22





PJ実行委員会



(7/23~7/29放送)

「JR常磐線 広野駅~竜田駅 運転再開」から

東日本大震災の影響で運転を見合わせていたJR常磐線広野駅〜竜田駅は、沿線の楢葉町において行われた帰町の判断に合わせて、6月1日(日)に運転を再開しました。

















南相馬市HP「フォトレポ」から

⁷/20 **(3)**

武士めしを食体験 ~野馬追「再発見」講座~

ひばり生涯学習センターで野馬追「再発見」講座が開催され、 受講生が"武士めし"を食体験しました。

野馬追の伝統食について学んだ受講生は、中村藩士が食したであろう武士めしを食体験。

縁起を担いだ打ちアワビ、搗栗(勝栗)、昆布などを味わいました。



伝統食の解説



再現された武士めし



武士めしの説明



食休駐



人生の中で幸せな仕事だった ~外国語指導助手退任挨拶式~

7月末で退任する外国語指導助手(ALT)の退任挨拶式が市役所で行われ、ディビット・タコロンテさんとケイト・オーバーグさんがそれぞれ思い出を話しました。

デイビットさんは、平成24年8月からの2年間、小高中学校 や小高・上真野・八沢各小学校を担当し、楽しい授業作りを目 指して、児童生徒から大人気でした。

ケートさんは、平成18年7月、ペンドルトンから本市へ姉妹 都市交流員として訪れ、1カ月のホームスティを経験していま



デイビットさん(中央)とケイトさん(左)

す。平成23年6月に東日本大震災ボランティア活動に参加し、平成24年2月から原町一中、原町二中などを担当。日本文化にも興味があり、茶道や華道などの習い事にも積極的でした。

2人は「毎日、毎日本当に楽しい日々でした。子どもたちの笑顔や頑張りに感動し、思い出が作れました。人生の中で幸せな仕事でした」と南相馬の子どもたちの感想を述べ、「母国に戻ったら、福島や南相馬の良いところを伝えていきたいです」と話してくれました。

2014 7 24 理在(南相里市HP上り)



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数

【都道府県別】

都道府県	人数
福島県	5,352
宮城県	2,007
新潟県	808
山形県	795
東京都	715
茨城県	641
埼玉県	610
栃木県	487
千葉県	470
神奈川県	396

都道府県	人	数
群馬県		193
山梨県		90
北海道		82
長野県		78
秋田県		73
岩手県		68
静岡県		65
愛知県		46
兵庫県		38
大阪府		33

都道府県	人	数
石川県		29
京都府		28
沖縄県		22
福井県		21
青森県		20
岐阜県		12
滋賀県		12
岡山県		12
広島県		11
富山県		8

2019	1. / . 2 寸 少飞门
都道府県	人数
長崎県	8
島根県	6
熊本県	6
福岡県	5
三重県	4
奈良県	3
香川県	3
愛媛県	3
佐賀県	3
大分県	3

(用作局川口により)	
都道府県	人数
山口県	2
高知県	2
和歌山県	1
徳島県	_
鳥取県	_
宮崎県	_
鹿児島県	_
海外	13
合 計	13,284

(7/17 13,335)

【福島県内市町村別】

市町村	人	数
相馬市	1,	407
福島市	1,	344
いわき市		700
郡山市		535
会津若松市		284
新地町		260
二本松市		122
伊達市		113
須賀川市		94
白河市		66

市町村	人数
喜多方市	61
本宮市	33
会津坂下町	32
猪苗代町	28
西郷村	27
川俣町	26
南会津町	25
桑折町	22
鏡石町	21
棚倉町	21

市町村	人	数
三春町		20
会津美里町		16
西会津町		13
田村市		12
磐梯町		9
金山町		7
下郷町		6
矢吹町		6
矢祭町		6
古殿町		6

市町村	人数
北塩原村	5
玉川村	5
泉崎村	4
浅川町	3
広野町	3
国見町	2
天栄村	2
鮫川村	2
石川町	2
小野町	2

市町村	人数
合 計	5,352



みなみそうまチャンネル。

(

電話でのお問合せ TEL:0244-24-1222

5市 Y○ZMA www.ycozna.b 番組内容 [7/30~8/5]

南相馬市

今週の番組(120分)

※パソコン視聴・アクトビラ配信

- 1. オープニング&今週の番組 [0分~]
- 2. 平成26年度 市役所便り第10回 総務部長 [2分~]
- 3. 平成26年度 市役所便り第11回 鹿島区役所長 [20分~]
- 4. 第2回親子科学実験教室 [28分~]
- 5. 平成26年度 市役所便り第12回 小高区役所長 [41分~]
- 6. 平成26年度 市役所便り第13回 市民生活部長 [55分~]
- 7. 遺跡発掘調査公開 Part2 上渋佐原田遺跡 [69分~]
- 8. ガンバレシピ 第91回「豆腐団子のずんだ和え」[77分~]
- 9. 博物館講座 甲冑の楽しみ方 [92分~]
- 10. 南相馬みらい創造塾のお知らせ [107分~]
- 11. 南相馬市 内部被ばく検診の手順 [110分~]
- 12. ノリノリ体操 [114分~]
- 13. リクエストアワーのお知らせ [118分~]
- 14. 旧警戒区域ライブカメラのお知らせ [119分~]

[午前9時50分~/午後1時50分~/午後3時50分~] 旧警戒区域ライブカメラ放送

今週は、南相馬市サイエンスラ

ボが開催している「親子科学実験

教室」。今回はスライム作りに挑

戦した様子や遺跡発掘調査より上

渋佐原田で発掘された平安時代の

遺構を紹介します。

みゆーまく

※画像のみで、音声は出ません。

2014「復興夏祭り」

南相馬市データ放送7月29日更新

被災地小高の地で、4年ぶりに歴史ある夏祭りを開催します。

震災で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、新しくなった「やぐら」の前で仮装盆踊 りを行います。

皆さまの参加をお待ちしています。

とき

8月16日(土)午後1時~(雨天中止の場合は翌日開催)

ところ

浮舟ふれあい広場

内容

- •露店
- ・イベント(投げもち、ものまねショー、プロ歌手、アマバンド、線香花火選手権大会) ほか

※午後6時30分~ 仮装盆踊り大会(商品・景品付)

問い合わせ

小高商工会 TEL 0244-23-1133

2014追悼福興花火

南相馬市データ放送7月29日更新

とき

8月10日(日) ※小雨決行

ところ

原町区萱浜 特設会場

内容

〇出店、ステージイベント部:午後3時~

飲食ブース出店・遊具コーナー 動物ふれあいコーナー 追悼福興ライブ(複数アーティストによるステージ)

〇花火の部:午後7時30分~打上げ開始

※諸事情により変更となる場合がございます。

問い合わせ

(一社)原町青年会議所 TEL 0244-23-5520







浪江町からのお知らせ

福島県の復興公営住宅 整備状況(南相馬市・いわき市・二本松市)

7月22日HP更新

福島県が進める復興公営住宅の全体的な整備状況についてお知らせします。 ※県営の復興公営住宅のため、浪江町のみの戸数ではありません。

南相馬市・いわき市・二本松市の整備状況

市町村	整備戸数 合計	団地·地区名	整備		町配分 は共用)	居住形態	募集時期	入居時期
		原町区北原地区	264戸	264戸	浪江町	集合住宅	調整中	平成27年度
南相馬市 (全900戸	564戸	原町区上町地区	150戸	60戸	浪江町	集合住宅	調整中	平成27年度
予定)	,	原町区辻内地区	150戸	調整中		集合住宅	調整中	平成27年度 以降早期
		下神白団地(小 名浜永崎地区)	200戸	60戸	浪江町	集合住宅	第1期募 集(終了)	平成27年3月
		上湯長谷団地 (常磐地区(1))	50戸	50戸	他町共用	集合住宅	第1期募 集(終了)	平成27年3月
		平八幡地区	12戸	12戸	他町共用	集合住宅	平成26年 秋頃	平成27年夏 頃
		小名浜大原地区	50戸	調整中	調整中		調整中	平成27年度
	1,562戸	小川地区(1)	50戸	調整中		戸建て・	調整中	平成27年度
いわき市 (全1,760戸		北好間中川原地 区	300戸	調整中		集合住宅	調整中	平成27年度
予定)		勿来酒井地区	200戸	調整中		集合住宅	調整中	平成27年度
		泉町本谷地区	250戸	調整中		集合住宅	調整中	平成27年度
		内郷宮町地区	70戸	調整中		集合住宅	調整中	平成27年度
		小川地区(2)	50戸	調整中		戸建て・	調整中	平成27年度
		小川地区(3)	30戸	調整中		戸建て・ ニ戸一棟	調整中	平成27年度
		常磐地区(2)	150戸	調整中		集合住宅	調整中	平成27年度
		四倉地区	150戸	調整中		集合住宅	調整中	平成27年度
二本松市		油井地区(1)	70戸	70戸	浪江町	戸建て・	調整中	平成27年度
(全340戸 予定)	270戸	油井地区(2)	200戸	調整中		集合住宅	調整中	平成27年度 以降早期

- ※構造や戸数は変更となる場合があります。変更され次第修正します。
- ※自治体単位での入居が検討されています。浪江町が入居できる地区や戸数は、 分かり次第お知らせします。

他市町村の整備状況

市町村	整備戸数 合計	団地・地区名		「町配分 :は共用)	居住形態	募集時期	入居時期	
会津若松市 (全100戸予 定)	100戸	古川町団地(古 川町地区)	20戸	他町共用	集合住宅	第1期募集(再募 集) 平成26年7月31日 まで	平成27年3月	
桑折町	25戸	東段地区	25戸	浪江町	戸建て	調整中	平成26年度	
福島市 (全430戸予 定)	294戸	飯坂地区	50戸	浪江町	集合住宅	平成26年秋頃	平成27年夏 頃	
		和田下田地区	20戸	浪江町・	戸建て	調整中	平成26年度	
本宮市	61戸	仁井田吹上地区	22戸	大熊町	集合住宅	調整中	平成26年度	
		仁井田枡形地区	19戸	調整中	戸建て	調整中	平成26年度	
郡山市	570 =	柴宮団地(安積 地区)	50戸	他町共用	集合住宅	第1期募集(終了)	平成27年3月	
(全270戸予 定)	570戸	富久山地区	40戸	他町共用	集合住宅	平成26年秋頃	平成27年夏 頃	
田村市	18戸	調整中						
白河市	40戸	調整中	調整中					
川俣町	118戸	調整中	調整中					
三春町	217戸	浪江町配分なし						
大玉村	67戸	浪江町配分なし						
川内村	25戸	浪江町配分なし						

※自治体単位での入居が検討されています。浪江町が入居できる地区や戸数は、 分かり次第お知らせします。

復興公営住宅の対象者

平成23年3月11日において、現在の避難指示区域内に居住していた方

復興公営住宅の家賃

公営住宅のため家賃が発生することになりますが、避難期間中の家賃は原則として、避難指 示解除後の相当期間までは賠償の対象となります。

※ただし、原子力賠償紛争審査会の議論の結果などを踏まえ、家賃の取扱いについて再整 理されることがあります。

復興公営住宅の構造など

構造:鉄筋コンクリート造(3~5階建・エレベーター付)の集合住宅

間取り: 2LDK(60m²)3LDK(70m²)を基本として整備予定 ※仮設住宅と比較すると、約2倍の室面積となります。

(参考:仮設住宅 2DK 30㎡、3K 40㎡)

問い合わせ

復興推進課 まちづくり整備係

TEL 0243-62-4731

【浪江町ADR集団申立て】町民代表24人が和解案受諾を求め、

国・東京電力に対し要求活動を行いました

7月25日HP更新

7月24日(木)、浪江町民代表24人(町長、町議会議長、行政区長会長、行政区長、自治会長、意見陳述者)が、文部科学省・経済産業省・東京電力を訪れ、浪江町ADR集団申立て和解案に対する東京電力の拒否回答について厳重な抗議をするとともに、あらためて受諾をするよう強く要求しました。

文部科学省・経済産業省への要求活動には福島県いわき市出身の吉野正芳衆議院議員に 同行してもらいました。

文部科学省に対する要求

要求事項

「原子力損害賠償紛争解決センターを介し、東京電力が和解仲介案を受諾するように説得していただきたい。」

文部科学省に対する要求活動

文部科学省研究開発局は原発賠償の和解仲介手続を行う原子力損害賠償紛争解決センター(以下、ADRセンター)を所管しています。

町民代表全員で研究開発局の田中敏局長を訪問し、町長と行政区長会長が要求書を手渡しました。

町長は、ADRセンターが和解案の内容を説明しても、東京電力が不合理な理由により拒否回答を続けている現状を説明し、拒否回答は不当であり、申立町民がさらに苦しめられていることを訴えました。

また、東京電力の拒否回答は、ADRセンターの存立を危うくし、被災者に対する適正迅速な 賠償が進まなくなると訴え、ADRセンターを所管する文部科学省が東京電力を強く説得する よう求めました。

最後に、ADRの和解仲介手続で申立人を代表して意見陳述を行った方が、避難生活の苦しさ、浪江に対する思いを訴え、東電に対する説得を求めました。



文部科学省で要求書を提出しているところ



文部科学省で要求活動をしているところ

経済産業省に対する要求

要求事項

「東電が作成し、大臣が認定した「特別事業計画」に基づき、和解案を速やかに受諾するよう東電に命じていただきたい。」

経済産業省に対する要求活動

経済産業省・資源エネルギー庁は東京電力を指導監督する立場にあり、また「3つの誓い」を含む「新・総合特別事業計画」を認可した省庁です。特別事業計画の履行の確保について責任を負う立場にあります。

町民代表全員で経産省を訪問し、資源エネルギー庁の藤原正彦廃炉基盤整備総合調整官に要求書を手渡しました。

そして、町長が、東京電力が「3つの誓い」に反して和解案を拒否するのは不当であり、拒否後の対応も不誠実であること、避難生活も4年目に入り、迅速な解決が必要であることなどを強く訴えました。

最後に、ADRの和解仲介手続で申立人を代表して意見陳述を行った方が、子どもを育てる親の立場から避難生活の中で感じる不安、子どもの将来についての不安の大きさを訴えました。



経済産業省で要求書を提出しているところ



経済産業省で要求活動をしているところ

東京電力に対する要求

要求事項

「『新・総合特別事業計画』で誓約した「和解仲介案の尊重」を遵守し、当町が代理人として申立をした和解仲介手続に対する和解仲介案を速やかに受諾せよ。」

東京電力に対する要求活動

東京電力本店において、福島復興本社代表の石崎副社長に町長と行政区長会長が要求書を手渡しました。

そして、町長は、東京電力に対して速やかに和解案を受諾するよう語気強く求めました。 行政区長会長も行政区が分散避難を強いられ、地域が失われかけている現状を訴えました。

その後も町民の皆さまから和解案の受諾を求める要求や、東京電力の姿勢に対する厳しい 意見などが会場中から上がり、1時間以上にわたる要求活動になりました。







東京電力で要求活動をしているところ

問い合わせ

産業・賠償対策課(農業委員会) 賠償支援係

TEL 0243-62-1105

墓石等の修理に係る賠償の注意事項について

7月28日HP更新

東京電力は、墓石等の修理に係る賠償について、請求書類の発送受付を開始することを7月23日にプレス発表しました。請求を希望する方は、「福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル」に連絡してください。

注意事項

(1)プレスリリース別紙「お送りいただく証明書類」では、墓地区画の所在地の確認できる書類 (埋蔵証明書、永代使用許可書等)が必要とされていますが、それらは必須ではなく、準備で きない場合には住民票等の提出だけでも賠償請求は可能です。

上記の内容は、「賠償金ご請求書」解説と記入例のP.17、P.18に、その旨が記載されていますのでご確認ください。

(2)「墓石等の移転に係る賠償」についても、後日、ご案内される予定ですが、1つの墓地区画につき、「墓石等の修理に係る賠償」と「墓石等の移転に係る賠償」のどちらか一方の賠償となります。今後、移転を予定されている方(または移転された方)は、「墓石等の移転に係る賠償」でご請求ください。

問い合わせ

産業・賠償対策課(農業委員会) 賠償支援係

TEL 0243-62-1105



双葉町からのお知らせ

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請について

7月30日HP更新

平成26年4月からの消費税率引上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するため、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

臨時福祉給付金または子育て世帯臨時特例給付金の対象と思われる方へは、下記の案内開始日から順次申請書を発送いたします。

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金				
支給対象者	平成26年1月1日時点で本町に住民登録をしている方で、平成26年度の町民税(均等割)が課税されていない方*1。 ただし、課税されている方の扶養親族等になっている場合や、生活保護制度の被保護者である場合などは対象外となります。	平成26年1月分の児童手当の受給者で、平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方。 ただし、臨時福祉給付金の対象となる方や、生活保護制度の被保護者となっている方は対象外となります。				
支給額	1人につき 1万円 ※老齢基礎年金等や児童扶養手当等の 受給者は1人につき5千円を加算	子ども1人につき 1万円				
案内開始日	7月30日(水)以降順次申請書を発送	8月8日(金)以降順次申請書を発送				
申請期間	申請書受理後~平成26年12月26日(金)					
申請方法	郵送または持参にて、申請書および本人確認書類等の添付書類を提出					

※1 町民税の課税・非課税を判定するには、町県民税(住民税)の申告が必要です。 収入・所得がない方でも申告をしていないと臨時福祉給付金の対象とならない場合がありますので、まだ申告がお済みでない方は、早めに申告をしてください。

申請・問い合わせ先

健康福祉課福祉介護係 TEL 0246-84-5205 〒974-8212 福島県いわき市東田町2丁目19-4 双葉町いわき事務所

平成26年度双葉町甲状腺検査について

7月24日HP更新

双葉町では、福島第一原子力発電所の事故による健康不安の解消と健康管理を目的として、 事故当時39歳以下だった方を対象に、甲状腺検査を実施しています。

甲状腺に何らかの影響が出てくると予想されるのが、原発事故の数年後からといわれています。甲状腺は、毎年継続的に検査を行い、異常の早期発見や経過観察をすることが大切です。

まだ検査を受けたことがない方には、ぜひ一度受検されますことをお勧めします。

7月22日、対象者の方に受診券と全国の医療機関リストをお送りしました。 ご確認いただき、検査を受けられますようご案内いたします。

- 1 お送りした書類:受診券・医療機関リスト
- 2 検査について: 予約制です。 直接 医療機関に電話をして検査の予約をしてください。
- 3 檢查内容・料金:超音波檢查・無料
- 4 その他: 受診券の有効期限は平成27年2月28日です。
 - ◇対象者の方全員に通知をお送りしています。

(6歳未満のお子さんは、保護者の方と同封してお送りします。)

- ◇平成26年6月末現在、町に登録された避難先にお送りしています。
- ◇届かない場合はご連絡ください。

問い合わせ

健康福祉課

0246-84-5205



大熊町からのお知らせ

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

7月29日HP更新

No	No. 住所(測定位置)		空間線量率(μ Sv/h)							線量計		
INU.	江工厂	水水压压 固	5/29	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10	7/17	7/24	冰里司
23	夫沢	西北西約2.3km	8.7	8.2	8.0	8.4	8.0	7.9	7.3	7.8	7.7	NaI
25	野上	西約14km	1.4	1.4	1.3	1.3	1.4	1.3	1.2	1.3	1.2	NaI
26	野上	西約11km	1.3	1.3	1.3	1.4	1.0	1.3	1.3	1.3	1.3	NaI
29	夫沢	西約2.4km	18.6	17.8	17.8	18.4	12.6	12.5	10.5	11.4	11.1	IC
30	夫沢	西約2.6km	11.3	10.9	10.7	11.3	11.0	10.7	10.1	10.5	10.6	NaI
34	大川原	西南西約7.5km	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	NaI
35	野上	西南西約6.6km	4.9	5.2	5.1	5.2	5.2	5.2	5.0	5.0	5.0	NaI
36	下野上	西南西約4.8km	3.0	3.2	3.2	3.3	3.2	3.3	3.2	3.3	3.2	NaI
37	夫沢	西南西約3.0km	27.9	28.0	25.8	26.5	26.6	24.9	26.7	27.7	27.6	IC
38	小入野	西南西約3.7km	3.7	3.6	3.6	3.6	3.7	3.5	3.3	3.5	3.6	NaI
47	熊川	南南西約3.7km	17.4	18.2	17.5	19.0	18.6	17.9	17.9	18.3	18.1	NaI
50	熊川	南約4.0km	8.0	8.5	8.4	8.7	8.5	8.5	8.3	8.4	8.4	NaI

線量計の種類 NaI: NaI (ヨウ化ナトリウム) シンチレータによる値 / IC: 電離箱による値

測定実施者:電力会社

問い合わせ

原子力規制庁 監視情報課 TEL 03-5114-2125



富岡町からのお知らせ

町内の危険な建築構造物に注意喚起表示を実施します

7月29日HP更新

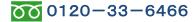
町では、平成25年に通行の注意啓発を促す趣旨として、目視にて危険だと思われる町内の 道路に面した建築構造物に限り、その周囲に対して注意喚起作業を行いましたが、経年によ る劣化も見られるため、再度、環境省福島再生事務所と合同で、注意喚起表示作業を実施し ます。

- ※ 8月から注意喚起を目的として作業を実施します。
- ※ 目視での現地確認をもとに、前回と同様の作業を実施します。以前調達した台帳を元に、 危険倒壊の恐れがあると判断した箇所に実施する応急作業です。
- ※ 注意喚起表示には、標識テープ、トラロープおよび注意喚起看板等を使用します。
- ※ 作業実施箇所の地権者様等には、原則連絡させていただく予定ですが、連絡が取れない 場合は、現地での目視確認をもとに作業を進めさせていただきますので、ご容赦ください。

なお、町民の皆さまにおかれましては、普段から、道路を通行される際、安全にご配慮いただいておりますが、上記趣旨より、引き続き特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

問い合わせ

復興推進課



町および町議会合同による国への要望活動

7月24日HP更新

町と町議会は、7月18日、国への要望活動を行いました。

今回の要望活動は、除染・賠償・産業および生活再建を主としたもので、いずれも町の早期 復旧・復興および生活再建に欠かせない事項です。

特に、賠償に関する要望では、渡辺和則さんが代表を 務める一律賠償の署名約2,800件を提示し、国の仲裁機 関が示したADR和解案を賠償の指針に反映するよう下村 博文文部科学大臣へ要望書を手渡し国主導の強い支援 を求めました。

下村文部科学大臣は要望書を受け取り、「原子力損害 賠償紛争審査会に働きかけるとともに、地域の実情に見 合った対応をする。」と力強く答えました。



問い合わせ

富岡町役場

00 0120-33-6466

平成26年8月からのご家庭の片付けごみの回収について

7月23日HP更新

ご家庭の片付けごみにつきましては、平成26年1月以降も引き続き回収を実施します。 片付けごみの出し方などは、これまでと同様です。

回収地域

富岡町全域(避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域)

ごみ出し日

ごみ出しカレンダーをご覧ください。

回収対象とするごみ

「燃えるごみ」「燃えないごみ」「ビン類」「カン類」

- ※ ビニール袋(おおむね90L以下)に入る大きさのごみを回収します。
- ※ <u>ビニール袋に入らないごみ</u>(粗大ごみ、リサイクル対象家電等)、<u>発火・爆発の危険性があるごみや有害物質が含まれるごみ</u>(ガスボンベ、化学薬品、廃油類、バッテリー、電池等) については、お知らせするまで、引き続き各ご家庭での一時保管をお願いします。

ごみを出す場所

ご家庭の最寄りのごみステーション(従来と同じ)

※回収業者が数日かけて町内のごみステーションを巡回し、順次ごみの回収を行います。

ごみの出し方

- ① 「燃えるごみ」「燃えないごみ」「ビン類」「カン類」に分別してください。
 - ・ごみの分別方法は、次ページの表をご覧ください。
 - ・古紙類、プラスチック製容器包装は、「燃えるごみ」として分別してください。
 - ・ペットボトルは、中身ごと「燃えるごみ」として分別して差し支えありません。
 - ・「ビン類」、「カン類」の中身の入っているものは、できるだけ中身を出してください。中身は 新聞紙等に染みこませ「燃えるごみ」として出してください。簡単に中身が出せない場合は、 中身が入ったまま「ビン類」、「カン類」として分別して差し支えありません。
 - ・「ビン類」、「カン類」の容器を水ですすぐ必要はありません。
- ※ <u>ごみを分別せずに出す方がいます。回収作業の効率化のため、ごみは必ず分別して出してください。</u>
- ② 分別したごみは、透明・半透明のビニール袋に入れ、袋の口をきちんと縛ってください。 なお、ビニール袋は、指定ごみ袋以外の市販の袋でも差し支えありません(おおむね90L 以下のもの)。

- ③ ビニール袋の表面に、マジック等で中身を明記してください(燃えるごみの場合は「燃えるごみ」と記入)。
- ④ 以下のとおり、最寄りのごみステーションに出してください。

【避難指示解除準備区域・居住制限区域にお住まいをお持ちの方】

「燃えるごみ」は「<u>燃えるごみ」のごみ出し目</u>に、「燃えないごみ」「ビン類」「カン類」は「<u>燃えないごみ」「ビン類」「カン類」のごみ出し目</u>に、最寄りのごみステーションに出してください。ごみ出し日については、「ごみ出しカレンダー」をご覧ください。

【帰還困難区域にお住まいをお持ちの方】

帰還困難区域の方は、1カ月に1日程度しか区域内への立ち入りができないことから、<u>区域</u>内へ立ち入った日に、全ての種類のごみを最寄りのごみステーションに出して差し支えありません(ただし、ごみは分別してください)。

今後の予定

平成26年12月以降の片付けごみの回収については、ごみの排出状況等を考慮してごみ出しカレンダーを調整し、改めて町民の皆さまにお知らせします。

粗大ごみや廃家電等の回収について

現在、除染作業を円滑に行うため、除染作業に同意いただいた方のお宅から順次、屋内外の粗大ごみや廃家電等の回収を実施させていただいております。除染作業の同意に関するご説明にうかがう際に、粗大ごみや廃家電の回収についてもご案内いたします。

なお、帰還困難区域につきましては、除染などの復興・帰還に向けた取組とともに国が対応 方針を検討中です。

種類	内容
燃えるごみ	ビン類・カン類・粗大ごみ以外のもので、燃やすことができるものです。 例:生ごみ、紙くず、古紙類(新聞・雑誌・段ボール等)、衣類・履物、革製品、プラスチック製品、 プラスチック容器包装、ペットボトル、雑草、剪定した枝 ※「古紙類」「プラスチック容器包装」「ペットボトル」は、通常「資源ごみ」に分類されていますが、 今回は「燃えるごみ」に分類してください。
燃えないごみ	ビン類・カン類・粗大ごみ以外のもので、燃やすことができないものです。 例:調理器具、食器、小型家電製品(炊飯器、電気ポット、アイロン等)、ガーデニング用品、日用品(カサ、花瓶、鏡、照明器具等)、スプレー缶(ガス抜きしたもの)、瓦、ブロック
ビン類	ジュース、酒、化粧品等のビンです。割れているものも含みます。
カン類	アルミカン、スチールカンです。

問い合わせ

株式会社丸東(環境省委託業者) TEL 0246-38-7500 環境省福島環境再生事務所 県中・県南支所(廃棄物担当)

富岡町生活環境課 環境衛生係

TEL 024-983-0610 00 0120-33-6466



川内村からのお知らせ

2014かわうち復興祭開催について

7月24日HP更新

昨年秋に開催した『かわうち復興祭』を、今年も8月15日(金)にいわなの郷体験交流館で開催します。

今回のイベントは、川内村の復興を多くの来場者に見て感じていただくため、避難を余儀なくされている住民や村出身者が多く帰省するお盆に開催することになりました。

オープニングでは、スパリゾートハワイアンズダンシングチームが華やかに演出し、続くステージイベントでは、佐賀県の歌で有名な「はなわ」によるスペシャルお笑いライブ、子どもたちに大人気「はなかっぱ」キャラクターショー、福島放送「ドミソラ」公開収録など、子どもからお年寄りまで幅広い世代が楽しめる企画となっています。

ぜひ、お誘い合わせの上、ご来場ください。

とき

8月15日(金) 午前9時30分~午後3時30分

ところ

川内村「いわなの郷 体験交流館」

【駐車場】川内小学校校庭

会場には駐車場がありません。

川内小学校からいわなの郷までシャトルバスを 運行します。





問い合わせ

「2014かわうち復興祭」実行委員会事務局 (川内村復興対策課 復興係) TEL 0240-38-2112



住居確保に係る費用の賠償および 住居以外の建物修復に係る費用の 賠償のご請求の受付開始について

平成26年7月23日 東京電力株式会社

当社は、帰還される方がご自宅に居住できるようにするために必要な建替え・修繕の費用が十分に 賄えない、また、新しく生活拠点を定められる方が宅地や住宅を購入する費用が賄えないといった 状況に対する改善のご要望にお応えするため、平成25年12月26日に原子力損害賠償紛争審査 会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の 範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」を踏まえ、住居確保に係る費用をお支払いさせてい ただくこととしておりました(平成26年4月30日お知らせ済み)が、このたび、ご請求の受付の準備が 整いましたのでお知らせいたします。

また、住居以外の建物修復に係る費用の賠償につきましても、ご請求の受付の準備が整いましたのであわせてお知らせいたします。

1. 持ち家にお住まいであった方に対する住居確保に係る費用の賠償および住居以外の建物修復に係る費用の賠償

平成25年3月29日より受付を開始しております「宅地・建物・借地権」の賠償に合意いただいた方については、平成26年7月下旬より、当社事故時点における居住状況を当社にて確認したうえで、請求書類またはダイレクトメールを順次発送させていただきますので、お手元に届きましたら内容をご確認ください。

なお、「宅地・建物・借地権」の賠償に合意いただいていない方は、「福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル」(以下、「ご相談専用ダイヤル」)にご連絡いただくか、お近くの当社相談窓口にお越しくださいますようお願い申し上げます。

2. 借家にお住まいであった方に対する住居確保に係る費用の賠償

平成26年7月23日より請求書類発送の受付を開始させていただきますので、ご請求を希望される 方につきましては、大変お手数ですが、ご相談専用ダイヤルまでご連絡くださいますようお願い申し 上げます。なお、平成26年7月下旬より、ダイレクトメールによるご案内もさせていただきますので、あ わせてご確認ください。



個人さまに対する墓石等の修理に係る賠償のご請求手続きの開始について

平成26年7月23日 東京電力株式会社

当社は、当社事故の避難指示にともなう管理不能による墓石等の損害に対する賠償につきまして、墓石等の修理費用に対する賠償金のお支払い(以下、「墓石等の修理に係る賠償」)を検討してまいりましたが、このたび、以下のとおりお取り扱いさせていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

1. ご請求いただける方

当社事故発生時点において、避難指示区域内に存在していた墓石等を所有している祭祀の主宰者である個人の方で、実際に墓石等の原状回復費用(修理費用)をご負担された方とさせていただきます。

- *墓石等とは、墓碑および墓碑に付随する構築物です。なお、墓碑に付随する構築物とは、墓誌、 香炉、塔婆立、外柵等をいいます。
- *祭祀の主宰者とは、墓、祭壇、位牌など民法上の「祭祀財産」を承継される方をいいます。
- 2. お支払いの対象となる資産

当社事故発生時点に避難指示区域内に存在していた墓石等を対象とさせていただきます。

3. お支払いの対象となる損害

当社事故の避難指示にともなう管理不能による墓石等の損害を対象とさせていただきます。

4. お支払いする金額

以下(1)~(3)の費用をお支払いいたします。

- (1)原状回復費用の実費
- ・墓地区画ごとに墓石等の原状回復費用の実費に賠償割合(20%)を乗じた金額をお支払いいたします。
- ・お支払いは30万円を上限とさせていただきます。
- * 1区画あたりの賠償金算定対象額の上限150万円に賠償割合(20%)を乗じた金額
- (2)祭祀に係る費用
- ・墓地区画ごとに墓石等の原状回復の際に実施する、祭祀(開眼・閉眼供養)に係る費用として、定額2万円を1回に限りお支払いいたします。
- * 1区画あたりの開眼・閉眼供養のための費用相当額として、定額10万円に賠償割合(20%)を乗じた金額
- (3)諸費用

ご請求に係る諸費用として、定額1万円をご請求者さま1回に限りお支払いいたします。なお、1万円を超えた場合につきましては、領収書(原本)を確認させていただいたうえで、合理的な範囲で実費をお支払いいたします。

5. ご提出いただく書類 **次ページの≪ご提出いただく書類≫参照**

6. その他

- ・1つの墓地区画を複数回に分けて修理された場合や、複数の墓地区画を修理された場合は、1回にまとめてご請求ください。
- ・後日、「墓石等の移転に係る賠償」につきましても、ご案内させていただく予定ですが、1つの墓地 区画につき、「墓石等の修理に係る賠償」と「墓石等の移転に係る賠償」の両方をご請求いただくこと はできません。墓石等を移転された方、もしくは今後、移転を予定されている方につきましては、「墓 石等の移転に係る賠償」にてご請求ください。
- ・墓地(土地)の賠償につきましては、別途ご案内いたします。

7. ご請求の受付

平成26年7月23日より請求書類発送の受付を開始いたしますので、請求書類の発送をご希望される方は、誠にお手数ですが、「福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

≪ご提出いただく書類≫

1. 原状回復費用(修理費用)の実費をご負担されたことが確認できる書類

墓石等の修理にかかる領収書(原本)

2. 墓石等の存在が確認できる写真

墓地区画ごとに、以下3点すべての写真(原本)

- ①墓地区画全体の写真
- ②墓銘がわかる写真
- ③(平成23年3月11日以前に)直近で埋葬された方のお名前がわかる写真

「↑ 次ページ≪墓石等の存在が確認できる写真について≫参照

3. 墓地区画の所在地が確認できる書類

ご請求者さまが修理された墓石等が存在する墓地の区分(1)~(4)に応じて、墓地区画の所在地が確認できる書類のうち、いずれか1つ。

(1)寺院・民営・公営墓地

- •埋蔵証明書(原本)
- ・永代使用許可書(写し)
- •墓地使用証明書(当社書式)
- * これらの証明書類に所在地の記載がない場合は、墓地区画の所在地(番地まで)が記載されたパンフレットやホームページの写しを併せてお送りください。

(2)村落•共同墓地

- •埋蔵証明書(原本)
- ・永代使用許可書(写し)
- ・墓地管理組合の規程または約款の写し(墓地の名称および墓地区画の所在地が確認できる箇所の写し)
- ・組合の看板の写真(墓地の名称および墓地区画の所在地が確認できる箇所の写し)
- *すでにお手元にある場合のみ、墓地の名称および墓地区画の所在地のわかるページ(写し)をお送りください。

(3)個人墓地(ご自身以外の方の土地)

- ・十地使用に関する契約書(写し)※十地使用貸借契約書など
- •十地使用者確認書(当社書式)

(4)個人墓地(ご自身の土地)

- •課税明細書(原本)
- •不動產登記簿
- * 課税地目、登記地目が「墓地」である必要はございません。
- * 課税明細書を当社に既にお送りいただいている場合、再度お送りいただく必要はございません。

≪墓石等の存在が確認できる写真について≫

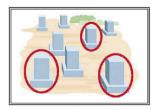
墓石等の写真につきましては、以下の見本を参考に鮮明なカラー写真をご用意ください。なお、修理前の写真は必要ございません。

①墓地区画全体の写真

墓地区画全体が1枚におさまるようにご撮影ください。









②墓銘がわかる写真

・墓銘がわかるよう墓碑の正面からの写真をご撮影ください。なお、墓銘が刻まれていない、あるいは明確に 墓銘を読み取れない墓碑の場合であっても、同様に、 墓碑の正面からの写真をご撮影ください。





・1つの墓地区画内に複数の墓碑が存在する場合は、 複数の墓碑のうち、直近埋葬者が埋葬されている墓 碑の墓銘がわかる写真をご撮影ください。



③直近埋葬者名がわかる写真

平成23年3月11日以前に直近で埋葬された方のお名前が確認できる写真をご撮影ください。

一般に埋葬者名は、墓誌、あるいは墓碑の正面や 側面等に刻まれていることから、該当部分の正面から の写真をご撮影ください。

なお、直近埋葬者名が墓誌もしくは墓碑に刻まれて





いない場合には、その墓石等に埋葬されている方のお名前がわかる写真をご撮影ください。いずれの埋葬者名も刻まれていない場合には、墓碑の側面からの写真をご撮影ください。なお、生前墓の場合も同様に墓碑の側面からの写真をご撮影ください。

問い合わせ

福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル 0120-926-596 (受付時間:午前9時~午後9時)

豐岡市訪問

この度、お世話になり続けております兵庫県豊岡市を訪問することになりました。

ご存じの通り、豊岡市は、避難当初、身一つで避難してきて困っている全ての新入生・進 級生にランドセルをプレゼントしてくださいました。

また、毎年年末には、温かい励ましのお言葉とともに、各避難者世帯にお正月用品のお餅 や野菜などを送り続けてくださっています。

そうした豊岡市の皆さんに対して、子どもたちの代表と一緒に、感謝の気持ちを直接お伝 えしにまいりませんか。

日時 8月23日(土) 午前5時 総合福祉センター 集合出発 8月24日(日) 午後11時 11 到着解散

- ・豊岡市の中貝宗治市長とは、23日午後3時から面談予定です。
- 行程は、全てバス移動となります。訪問地が遠方のため日帰りできません。 ので、大阪市内宿泊予定です。
- 行程の詳細につきましては、参加者に後日連絡します。

会費 1人 12,000円 (交通費・宿泊費・1日目昼食・夕食、2日目朝食含む) ※2人部屋となります。一人での利用を希望する方は、追加料金が必要とな ります。

定員 15人 (定員になりしだい締め切り)

申込締切 8月1日(金)正午 交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650



※豊岡市訪問は、さんじょう∞ふくしま「結」の会が、福島県ふるさとふくしま帰還支援 事業に申請し、採択された事業です。

7月・8月の『ひばり』

В	月	Ж	水	<i>π</i>	金	±
			7月31日	8月1日	2日	
★版画教室 ★茶話会&簡		铝午前10時~ 7字	· 正午	ひばり休み	豊岡市訪問 申込締切	
		、亚 《曜日午前10日	持~午後2時	浜通り配布	三条夏祭リ 踊り流し	
3日	4日	5日	6日	7日	8日	9⊟
	一時帰宅南相馬市&	ひばり休み	ひばリ 茶話会	ひばり休み浜通り配布		キャンプ 体験 ひばり休み
10⊟	11⊟	12日	13日	14⊟	15日	16⊟
キャンプ 体験				ひばり休み		
ひばり休み	ひばり 午 後休 み		ひばり休み	浜通り配布	ひばり休み	

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 9:30~15:00

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内
浪江町	0243-62-0123	(二本松市北トロミ573番地)
双葉町	0246-84-5200	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
大熊町	0120-26-3844	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内
富岡町	0120-33-6466	(会津若松市追手町2番41号)
川内村	0240-38-2111	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2014.7.30 現在)

市町村名	世帯数	人数
南相馬市小高区	35	81
南相馬市原町区	5	8
南相馬市鹿島区	1	3
浪江町	8	20
双葉町	4	8
大熊町	1	1
富岡町	2	2
川内村	1	3
いわき市	1	4
郡山市	6	17
合 計	64	147

▶ 本陣山 気分はすっかり お殿様

© 南相馬ご当地かるたPJ実行委員会

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号 Tel 0256-34-5511